

平成27年3月16日  
第200回都市計画審議会

### 練馬総合運動場公園の都市計画原案について

#### 1 概要

練馬総合運動場は昭和53年から運動場として地域に開放されてきた。区は、練馬二丁目地内において、レクリエーション活動の場としての公園機能の充実、防災機能の確保および豊かな景観の形成を図るため、約3.1ヘクタールの区域を都市計画公園に追加する。

#### 2 都市計画の追加内容

P4のとおり

#### 3 これまでの経過と今後の予定

平成27年1月30日・31日	(仮称)練馬総合運動場公園関連事業(素案)の説明会
3月16日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
3月17日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
～4月7日	
3月22日・23日	都市計画原案の説明会 ※区報掲載、区ホームページ、チラシ配布により周知
4月13日	都市計画原案に係る公聴会(公述の申出があった場合)
5月	東京都知事協議手続き
5月下旬	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
～(2週間)	
6月下旬	練馬区都市計画審議会へ付議
7月	都市計画決定・告示

#### 4 添付資料

- |                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 都市計画の原案の理由書 | P3 |
| (2) 計画書         | P4 |
| (3) 位置図         | P5 |
| (4) 計画図         | P6 |
| (5) 現状写真        | P7 |



# 都市計画の原案の理由書

## 1 種類・名称

東京都市計画公園 第3・3・122号 練馬総合運動場公園

## 2 理由

本計画地のある練馬二丁目地域は、練馬区都市計画マスタープラン地域別指針（平成15年6月）において、良好で安全な住環境を守っていくため、周辺と調和のとれた土地利用、防災性の向上、公園の整備、みどりの保全に対する取り組みが必要とされており、本計画地はみどりと水の拠点に位置づけられている。また、西側に位置する石神井川は、練馬区景観計画（平成23年8月）において景観重要公共施設として位置づけられ、本計画地も含めた河川沿いの連続した豊かなみどりは、地域のシンボルとなっている。

練馬区みどりの基本計画（平成21年1月）では、多様なレクリエーション活動の展開、災害時の避難場所、生きものの生息空間の拡大、まちの魅力の向上の観点から、1.0ヘクタール以上の大規模公園の整備をすすめることとしており、「みどりの風吹くまちビジョン(案)」(平成27年3月)においても、本計画地は特色ある公園の整備により、みどりのネットワーク形成の推進に資するとの計画上の位置づけがある。本計画地の現況は昭和53年から開放されてきたサッカー場等を有する運動場で、練馬区スポーツ推進ビジョン（平成26年3月）において、区の中核となるスポーツ施設として位置づけられている。また、東京都震災対策条例における避難場所にも指定されている。

こうしたことから、当該地域においてレクリエーション活動の場としての公園機能の充実、防災機能の確保および豊かな景観の形成を図るため、本計画地と重複している東京都市計画道路区画街路練馬区画街路第1号線（以下「区街1号線」という。）の配置や整備について検討した結果、区街1号線の都市計画変更を行うとともに、本計画地約3.1ヘクタールの区域を都市計画公園に追加するものである。

東京都市計画公園の変更(練馬区決定) (原案)

東京都市計画公園に第3・3・122号練馬総合運動場公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
近隣公園	第3・3・122号	練馬総合運動場公園	練馬区練馬二丁目地内	約3.1ha	園路、広場、修景施設、運動施設等

「区域は計画図表示のとおり」

理由

公園と都市計画道路の配置について検討した結果、レクリエーション機能の充実、防災機能の確保および豊かな景観の形成を図るため、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
近隣公園	第3・3・122号	練馬総合運動場公園	練馬区練馬二丁目地内	約3.1ha	追加

「区域は計画図表示のとおり」









# 東京都市計画公園 現状写真

第3・3・122号 練馬総合運動場公園

